

新型コロナウイルス関連情報（災害事態宣言の延長及び段階的緩和措置の新方針）

令和3年7月30日

- 7月29日、ポルトガル政府は、大陸部全土を対象とした災害事態宣言を8月31日まで延長する旨決定しました。
- また、現状の分析・評価や専門家の意見を踏まえ、8月1日から導入する段階的緩和措置の新方針も決定しました。感染度合いに応じて市別に適用していた現行措置とは異なり、同1日からは、大陸部全土において、一律的に以下の段階的緩和措置が適用されます。

1. 第1段階：8月1日開始（人口の57%にワクチン接種完了）

- (1) 23時以降の公道移動制限の撤廃
- (2) 公共保健衛生上の規制（むやみに外出しない義務、マスク着用、体温管理、感染検査推進等）や空路・水路・陸路による水際措置は現状維持
- (3) 収容人数66%までの観劇の開催
- (4) ディスコ、ダンスサロン、祭事場、民俗的祭事、仮装行列を除いて、これまで閉鎖されてきた施設の全面的再開
- (5) バー及び（ショーのない）類似の飲酒店舗は保健総局規則に従う限り営業を再開
- (6) テレワークを義務化から推奨へ（これは島嶼部も含む全国）
- (7) レストラン、類似店舗並びに文化・スポーツ施設は午前2時まで営業可能（入店は午前1時まで）
- (8) 飲食店舗における最大着席人数は、店内6名／テーブル、テラス10名／テーブル
- (9) 金曜19時以降、週末及び祝祭日における飲食店内の利用に際する、陰性証明又はEUデジタル証明の提示義務（注：現行では昂リスク及び高昂リスクに指定された大陸部自治体のみ。）
- (10) カジノ・ビンゴ等の賭博場及び温泉・スパ等の浴場への入場並びに宿泊施設のチェックイン時における、陰性証明又はEUデジタル証明の提示義務
- (11) 大陸部全土において、屋内外での体育活動・スポーツは解禁。但し、グループ授業では陰性証明又はEUデジタル証明の提示が必要。
- (12) 収容人数50%までの結婚式及び洗礼式の開催

2. 第2段階：9月5日開始予定（人口の71%にワクチン接種完了）

- (1) 飲食店舗における最大着席人数は、店内8名／テーブル、テラス15名／テーブル
- (2) 市区役所対面業務（lojas de cidadão）の予約制撤廃
- (3) 収容人数75%までの文化興業観劇の開催
- (4) 公共交通機関における定員充填率制限の撤廃

(5) 収容人数75%までの結婚式及び洗礼式の開催

3. 第3段階：10月開始予定（人口の85%にワクチン接種完了）

(1) 飲食店舗における着席人数制限の撤廃（店内・店外ともに）

(2) 各種会場・施設における収容人数制限の撤廃

(3) 文化興業観劇における収容人数制限の撤廃

(4) 結婚式及び洗礼式における収容人数制限の撤廃

(5) 陰性証明又はEUデジタル証明の提示を条件としたバー・ディスコ等の再開

4. 上記全期間を通じて、陰性証明又はEUデジタル証明の提示が必要なケース

(1) 週末（金曜日19時以降含む）及び祝祭日の飲食店舗での店内飲食

(2) スポーツジムでのグループレッスン

(3) 空路及び海路による移動時

(4) 宿泊施設

(5) 公衆浴場及びスパ

(6) カジノ及びビンゴ等の賭博施設

(7) 各種文化・スポーツ・団体イベント（野外：1,000人以上の場合、屋内500人以上の場合）

(8) 10人以上の結婚式及び洗礼式

【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX：+351-21-353-7600

Email:consular@lb.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※当館に「在留届」を提出した方で帰国や転居済みの方は、以下のURLから帰国届又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>